

江戸川区民オンブズマンニュース 第49号 2015.10.21

メール e-ombuds@jcom.home.ne.jp HP <http://www9.plala.or.jp/ed-ombuds/>

小林 3686-7129 深谷 3681-8431 海老澤 5243-6507

政務活動費の基本的な問題点を再度確認

江戸川区では、2006年に「政務調査費を調べる江戸川区民有志」の会が結成（その後、現在の「江戸川区民オンブズマン」に発展的に解消）され、一貫して政務調査費（地方自治法が2012年8月に改悪され、「その他の活動」まで目的に入れられてしまい、13/3/1から「政務活動費」と名称が変更）の問題点をとりあげ、議会と行政にその改善を求めてきました。

議員一人当たり毎月20万円支払われている政務活動費での税金の使い方が詳細に公開されれば、まじめに活動している議員か、不真面目な議員かが区民に明らかにされます。江戸川区政の主人公は区長でも議員でもなく、私たち区民ですから、行政・議会はその活動内容のすべてを余すところなく区民に公開するのは至極当然のことです。

しかし、江戸川区議会では、議会運営の要をなす「議会運営委員会」（議会の運営、議会の会議規則、委員会に関する条例等、議長の諮問に関する事項を取り扱う）では、非公開で行われ、その討議過程や討議資料を区民に公開すら禁じる全くの「密室政治」となっています。

政務活動費に関しては、「江戸川区議会政務活動費処務規程」があり、「政務活動費の支出について、より一層の公正かつ透明性の確保を図ることを目的」として、「交付を受けた政務活動費のより具体的な取扱基準を定める」となっています。以下の1～3では、「取扱基準」を定めた「支出項目別取扱基準」の「調査費」の問題点を、また4～5では「事務費」の問題点を上げました。（以下、かぎ括弧内は「取扱基準」より抜粋）

1. 新年会、忘年会など飲食を伴う会合参加費について

「区民又は各種団体の会合等への参加費（主として、親睦又は飲食を目的とするものを除く）」、に関する部分の「支出に当たっての留意点」：

（「参加費の支出金額は参加費の1/2を限度とし、各会派又は無所属議員が定める」）。

先月（9月）開示請求によって公開（開示請求しなければ公開されない）された昨年度の「政務活動費支払明細書」によれば、新年会参加回数23回（85,000円支出）、忘年会参加回数20回（49,500円支出）という議員もいました。

普通の区民感覚からすれば、新年会、忘年会は「親睦又は飲食を目的」とするのが当然ですが、当該参加議員の主観で、新年会、忘年会は政務活動が目的だ、といえは税金の支出が認められてしまうのでしょうか？それとも参加費の1/2を自腹で支払っているから問題ないのでしょうか？納得できません。

私たち区民は、自分の目的が何であれ、全額飲食代として支払っています。だから、たとえば品川区議会などでは、「飲食費は不適当な支出となる」と明確に規定しているのです。解釈の余地のない「取扱基準」でないと守れない議員も残念ながらいるようです。「議員を信じろ」という議員もいますが。

2. 「海外視察、管外視察その他の視察調査費」について

「支出に当たっての留意点」：「報告書を作成し、

添付する。内容は委員会視察報告書に準じる。」

区議会自由民主党視察団（１０名）による、政務活動費５７４万５千円を支出したウィーン・ミュンヘン視察旅行（１３年度）に対して、江戸川区民オンブズマンは全額の弁償を求めて住民監査請求を行ないました。

６項目の視察報告書の一つが、江戸川区とは全く無関係な「一般社団法人日本産業機械工業会」のホームページからの丸写し（コピー＆ペースト）だったからです。これほどまでに安易な「報告書」で、区民の税金６００万円を使うことは許されないことです。

これに対して、江戸川区監査委員会は、「日本産業機械工業会」のホームページが偶然発見されたものであることから、丸写しとまではいえない、という支離滅裂な理由で請求を棄却しました。

３．「政務活動のための交通費」について

「支出に当たっての留意点」：「支出は旅費の規定に準じる。ガソリン代の支出については月額１万５千円を限度とし、各会派又は無所属議員が定める。」となっています。政務活動費からは、政党活動経費、選挙活動経費、後援会活動経費、私的経費などに支出できません。この「交通費」や以下の「事務費」などは特に、「政務活動」以外の費用にも該当しうるので、「按分方式」か「報告書」などが必要と思われます。

４．「事務費」（「通信費（電話、ファックス、郵便料、テレビ利用料等）」について

「支出に当たっての留意点」：（「携帯電話料金については月額１万円を限度とし、各会派又は無所属議員が定める。その他の通信費については各会派又は無所属議員が定める。」）

「取扱基準」では、毎月の携帯電話料金のうち限度額１万円を政務活動費から支払うことができる仕組みになっています。この政務活動と認められている一万円の携帯電話料金の内訳に政務活動以外の政党活動、選挙活動、後援会活動、私的

活動には一切使わなかったと言えるのでしょうか？

逃げ道だらけのこうした曖昧さと、「各会派又は無所属議員が定める」として各会派の裁量に委ねてしまう「取扱基準」の無責任な規定が問題と考えます。何よりも区民に誤解される支出は自発的に避けるという議員、会派の政治的な清潔さが切に求められます。品川区は携帯電話料金を支出禁止としています。

５．「事務費」「事務機器の購入、使用料、保守委託料等」について

「支出に当たっての留意点」：記入なし

政務活動費から支出で高額な事務機器（パソコンやコピー機など）を購入して、政党、選挙、後援会、私的活動などに使っているか否かは、区民の監視が届かない。特に問題になるのが、高額事務機器（昨年度も開示公開された中に２０万円以上のパソコンを購入した議員がいた）は、最終的には議員の私物になる。品川区では「１０万円以上の備品は、備品台帳を作成し、保有状況を管理すること」としています。

こうした不明瞭な政務活動費の「取扱基準」と、議員による区民の疑惑を招くような支出に対し、江戸川区民オンブズマンは、区民の誰もが納得できる透明性と公開性を高めることが根本問題だと考えています。



平成26年度飲食の伴う会合への政務活動費の支出

	新年会		忘年会		懇親会等		その他		合 計	
氏 名	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
A議員	8	40,000	0	0	8	26,500	0	0	16	66,500
B議員	13	52,500	0	0	3	15,000	2	9,000	18	76,500
C議員	7	26,500	1	5,000	12	39,750	0	0	20	71,250
D議員	7	27,500	0	0	1	5,000	0	0	8	32,500
E議員	1	3,000	0	0	3	10,000	0	0	4	13,000
F議員	0	0	0	0	1	5,000	0	0	1	5,000
G議員	0	0	0	0	2	7,500	0	0	2	7,500
H議員	8	29,500	0	0	13	47,000	0	0	21	76,500
I議員	4	17,500	0	0	4	13,000	0	0	8	30,500
J議員	7	25,000	0	0	5	16,500	0	0	12	41,500
K議員	5	25,000	0	0	3	9,000	1	10,000	9	44,000
L議員	12	42,000	0	0	6	18,250	1	3,000	19	63,250
M議員	23	85,000	0	0	20	49,500	0	0	43	134,500
合計	95	373,500	1	5,000	81	262,000	4	22,000	181	662,500

政務活動費を使つての車利用の理由と件数について

政務活動費の支出取扱い基準では、「自家用車又はタクシーの方が効率的かつ経済的な場合は、利用可とする。」となっていますが、件数表をみると、とにかく出かけるのはすべて車という議員が少なからずいます。バスも自転車もなく、とにかく車を使っていると思われます。区民感覚とはずれたものがあります。

駐車場を1日に5回以上も使っている例があります。一方でほとんど使っていない議員もいます。この格差は大きすぎるという以外はありません。

駐車代利用の理由に「相談」、「調査」、「講演

会」、「区政報告」があります。議員によって区別しているものと、区別していないものとが混在しているようです。正確に使うべきです。

また「相談」と「調査」の区分が何を基準としているか分かりません。これは駐車代でもタクシー利用の場合も同様です。

1日のうちにタクシーと自家用車を使っている例があります。なかにはタクシーを2回使い、自家用車（駐車）も1回使っている例があります。1人だけですが、住民からの「相談」と思われますが、区内で高速をつかうところがあるのでしょうか。

車の利用件数（平成26年度）

氏名	駐車代 (相談)	駐車代 (調査)	駐車代 (区政報 告)	駐車代 (講演会)	駐車代 件数計	タクシー (相談)	タクシー (調査)	高速料金 (相談)	総合 計
N 議員	262	2	0	2	266	29	0	27	322
O 議員	8	1	0	3	12	22	0	0	34
P 議員	233	0	0	0	233	90	0	0	323
Q 議員	0	0	0	0	0	92	0	0	92
R 議員	303	0	0	0	303	87	1	0	391
S 議員	106	0	0	0	106	2	0	0	108
T 議員	213	1	0	0	214	41	0	0	255
U 議員	88	6	0	2	96	23	2	0	121
V 議員	0	177	0	0	177	0	25	0	202
W 議員	127	7	50	2	186	1	0	0	187
X 議員	92	0	29	0	121	0	0	0	121
Y 議員	155	0	34	0	189	29	0	0	218
Z 議員	209	0	0	0	209	16	0	0	225

9/19 顧問弁護士との懇談会を開催

高木弁護士から「オンブズマン入門」ということで、役所や議員の無駄使いの追及の具体例などについて説明があり、昨年我々が自民党会派の海外視察旅行のコピペ報告書発覚に対し、無駄な支出と監査請求を求めたことに対し、「監査請求はほとんど棄却されるので、訴訟の準備をして行うことが重要である」と指摘されました。

また、現在の安保法案に対するオンブズマンの意見表明などについての質問に、自主的な組織であるオンブズマンは、江戸川区政を対象にしているからと言って、国政や政治問題は扱えないなどということは全くない、ただ会員の総意を大切に活動した方が良くとの意見でした。

井上弁護士からは、区庁の移転改築問題に関し

て、区民参加の区庁・市庁建設の実例をいくつも紹介を頂きました。区民を置き去りにしている江戸川区で、他区での取り組み実例がどのように生かせるか、役員会で話し合っていきたいと思います。

公共調達の「1 者入札 100% 落札問題」への異議申立ての回答が来る予定だが、これは公取への申立なども視野に入れて検討することを勧められました。

お二人の弁護士を交えての懇談会は、大変有意義に閉会しました。今後、強力なお二人の助言を受けながら、より豊かな実践的な活動していきたいと思います。



懇談会風景（船堀タワーホール 3階 応接会議室）

『お知らせ』

～ 会員のための法律相談 ～

昨今、弁護士に相談したい問題が山積する世情を鑑み、会員からの法律相談をお受けいただけることになりました。

電話でオンブズマン会員であることを告げ、相談日時などを決めてください。
井上先生は、江戸川区松島にお住まいですので、相談場所は区内でも考えますとのこと。個人的な問題などどんな相談にも応じてくれますので気軽に電話をしてください。
なお、一回の相談料は 5000 円です。

高木一昌弁護士 03-3634-5311

（東京東部法律事務所 墨田区江東橋 3-9-7 錦糸町駅前）

井上 聡弁護士 03-3357-0277

（都民総合法律事務所 新宿区四谷 1 丁目 18 番地 高山ビル 4 階）

住民に開かれた庁舎移転・建設を!!

(江戸川区民オンブズマンニュース 48 号を読む)

『区長は、2012 年 7 月に「公共施設のあり方懇話会」を設置し、老朽化した区庁舎、グリーンパレス、総合体育館をどうするかを諮問し、新庁舎は、船堀 4 丁目の都有地に移転することを改選前に、これを決めました〜』云々である。中央在住の K 氏のニュース 48 号投稿文を見て、「顧問弁護士との懇談会」へのお誘いに参加を決めました。

懇談会 5 分前の到着に、出席全員がそろっていました。私は、テーマに沿い、ちょっとした腹案を持っていきましたが・・・

江戸川区の庁舎移転・建設の場合いや公募は無く、当該地元町会や商店街なども入っていませんでした。最近移り住んだ方も地価なども低下はされられません、町が大きく変貌することは避けられません。住民無視、名ばかりの

「あり方懇話会」においてトップダウンで決めてしまうのは、多田区長の手法です。どのような庁舎にするのかは、広く区民意見を取り込むことが重要だと思います。そして、中央 K 氏は、ニュース 48 号で「開かれた区庁舎移転・建設にこそ、その姿勢を改めるべき」と結んでいます。

懇談会では、顧問弁護士から、オンブズマン入門や、住民に開かれた庁舎移転・建設での市民参加の先行事例として、立川市・津市など 8 例、ワークショップの市川市・札幌市の 2 市、パブコメ・アンケートの例など、身近で実践的且つ、ガッシリとした事例が紹介され、質疑応答と区民に開かれた江戸川区庁舎移転・建設に対し、オンブズマンとして、情報公開や何ができるか? など活発な意見交換が行われていました。気軽に参加した「顧問弁護士との懇談会」

で、区民に開かれた庁舎移転の件、その他について、微にいり、サイに至る資料=A 4 (裏表)・7 枚には、前大阪府知事(橋本徹)・元都知事(石原慎太郎)の名もあがっていて、臨場感あふれる〈案件入り学習会〉となりました。

学校建設工事で 1 者入札 100% 落札が 2 つ起こっている(異議申立中) 案件については、この後の追及の仕方をどうするのか? について、顧問弁護士から、①区に対して質問書を提出し、説明を求める。②議員を通じて議会で追及。③公取への告発。④住民監査請求。⑤住民訴訟までの公共調達問題の説明とオンブズマン活動への助言がされて、実り高い講座になりました。

で、土曜の昼下がり、船堀タワーホールは、私にとって、はからずも「日本の現状オンブズマンの一大学習と実践との地平」になりました。次の懇談会も、出ましょう。充実した「懇談会のレジメ」と言論抑制発言に対する抗議文(の効力)が見られない資料の果ての、いざ、開始!! との戦いが響きました。玉露入りのお茶(600ml.)もおいしかったなあ。(葛西 S. A)



新庁舎建設予定地の船堀(区 HP より引用)